

大地震時の『建築物応急危険度判定』

応急危険度判定士とは

- ・大規模地震の発生直後に、建築物が余震等による倒壊や部材の落下など危険性を応急的に判定し、人命に関わる二次災害の防止を目的とした緊急調査を行ない、住民の安全を確保するという大切な役割を果たすのが「応急危険度判定」です。
- ・この調査による判定結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類の判定ステッカーを直接、建築物等に貼り付けることにより、建築物の危険性を住民に知らせるものです。
- ・現在大阪府に登録いただいている判定士数は約5,000人で、目標の1万人に対し判定士の数が不足しています。

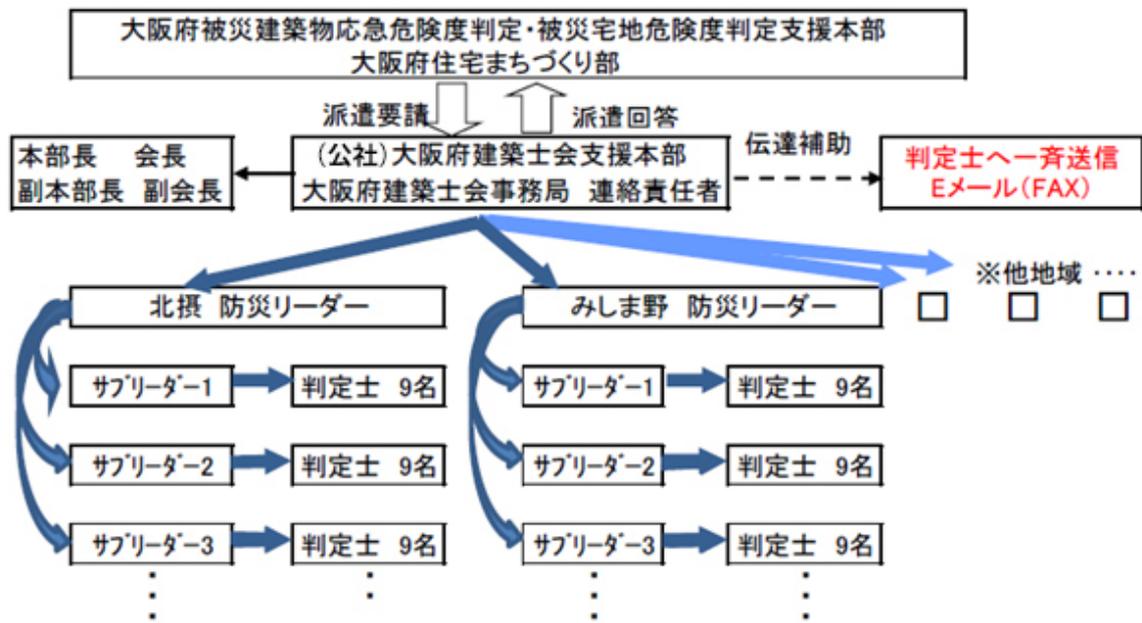


応急危険度判定士の派遣

- ・平成23年8月17日に余震等による二次災害の防止を目的とした『大地震時の建築物及び宅地の応急危険度判定士の派遣協定』を大阪府と締結しました。
- ・本会では、約750名の本会会員判定士が在籍しており、大阪府内を下表の12の地域に分け、大地震時に携帯電話及びEメールによる連絡網を構築しております。
- ・府では判定士向けの『判定士参集マニュアル』を作成しており、大地震の際はマニュアルに基づき本会会員判定士に対して連絡網により、大阪府から要請のあった市町村へ参集要請を行います。
- ・なお、府が作成の判定士マニュアルでは、震度6弱以上の大地震が発生した場合、判定士は府の要請を待たずに居住する市町村に自動参集します。

1	北摂	豊中, 吹田, 池田, 箕面, 能勢, 豊能	6	東大阪	東大阪
2	みしま野	高槻, 茨木, 摂津, 島本	7	八尾・柏原	八尾・柏原
3	北河内	枚方, 寝屋川, 交野, 門真, 守口, 門真, 四条畷, 大東	8	堺	堺, 高石
4	南河内	藤井寺, 羽曳野, 富田林, 大阪狭山, 松原, 河内長野, 太子, 河南, 千早赤阪	9	大阪市	東
			10		西
5	いずみ野	泉大津, 和泉, 岸和田, 貝塚, 泉佐野, 泉南, 阪南, 熊取, 忠岡, 田尻, 岬	11		南
			12		北

(公社)大阪府建築士会 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定連絡網イメージ図



1. 土会事務局⇒防災リーダー⇒サブリーダー⇒判定士の経路で要請内容を伝達します。
 2. 判定士の諾否は、伝達の逆ルートで、防災リーダーを通じ土会事務局へ速やかに回答をお願いします。
 3. 連絡手段は、携帯電話(Cメールを含む)を基本とし、補助的に固定電話、FAX、Eメールを使用します。
- ※ 地域は判定士の居住地により、大阪市(東・西・南・北)、北摂、みしま野、北河内、東大阪、やお・かしわら、堺、南河内、いずみ野に区分します。(府外居住者は近傍の地域から連絡)

市町村への支援

- ① 大阪市と「大地震時の応急危険度判定活動に必要な相談員の派遣協定」を、平成 22 年 8 月 25 日に締結しました。

【概要】

大地震時発生時に、本会の判定士を区役所等の判定拠点に派遣し、市民からの被災建築物に関する相談窓口対応及び判定活動に関する市職員補助を行うこととしています。

- ② 枚方市と「大地震時の避難所の応急危険度判定に関する協定」を、平成 28 年 1 月 15 日に締結しました。

【概要】

震度 6 弱以上の地震が発生した場合、本会の判定士は枚方市の職員と協力して、市内の一次避難所 53 箇所、2 次避難所 19 箇所、福祉避難所 2 箇所の応急危険度判定を行うこととしています。